

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市教育委員会委員候補者選考委員会（1次選考）
2. 開 催 日 時	令和6年9月27日（金） 午前9時00分から午前10時35分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 5階右第2会議室
4. 出席者氏名	（委員） 米倉茂委員、権部良子委員、福田哲也委員、 市長 竹上真人、教育長 中田雅喜、 健康福祉部理事兼こども局長 西浦美奈子 （事務局） 総務部行政担当参事兼総務課長 尼子宗成 総務課法務行政係長 中川直俊 法務行政係 大喜多秀一
5. 公開及び非公開	議事1～3(1)公開 議事3(2)～5 審査、選考は非公開 松阪市情報公開条例第8条第1号「個人に関する情報」及び第5号「事務又は事業に関する情報」に該当するため。
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 松阪市 総務部 総務課 法務行政係 担当者： 尼子、中川、大喜多 電 話 0598-53-4321 FAX 0598-26-4030 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

議事録 別紙

松阪市教育委員会委員候補者選考委員会（１次審査）議事録

開催日時 令和６年９月２７日（金）午前９時００分～午前１０時３５分
場所 市役所５階右第２会議室
出席者 選考委員 米倉茂、權部良子、福田哲也
市長 竹上真人、教育長 中田雅喜、健康福祉部理事兼こども局長 西浦美奈子
総務部行政担当参事兼総務課長 尼子宗成
同課法務行政係長 中川直俊
同係 大喜多秀一

議事内容

- １．委嘱状交付
- ２．あいさつ
- ３．議事
 - （１） 応募状況及び選考スケジュールについて
 - （２） 選考方法について ≪非公開≫
 - （３） その他 ≪非公開≫
- ４．審査（申込書及び課題論文） ≪非公開≫
- ５．選考≪非公開≫

傍聴者 ０名

<事務局>

定刻になりましたので、ただいまから、松阪市教育委員会委員候補者選考委員会を開催します。

（委嘱状交付）

市長から委員に対し、委嘱状又は辞令を交付

（あいさつ）

市長からあいさつを申し上げます。

<市長>

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今回民間の委員を選ぶことになるのですが、今回は応募が１名であった。教育に対して非常に熱い思いを持った保護者はたくさんみえるが、「教育委員」となると少しハードルが高いと感じられるのかもしれない。今回は１名ですが、その方が適任かどうかを審査していくことになる。

教育の分野というのは、良くも悪くも新型コロナの影響が大きい。例えばGIGAスクールというのは、コロナの影響でかなり進んだ部分がある。児童生徒１人に１台タブレットを持っているが、本当に小学１年生までタブレットが必要なのかという部分もあり、そのあたりは国できちんと検討していただきたい部分でもある。あと、コロナの影響で言うと不登校も増えた。これらの支援というのも重要になってくる。

それと未就学児の段階からの話であるが、障がいのある子、いわゆる発達障がいという子が増えている。これもきちんとした支援をしていく必要がある。

そのほかにも様々な課題を議論していただくことになります。その委員さんを選んでいただくことになるので、本日ともう1日ありますがよろしくお願いします。

<事務局>

本日の会議でございますが、審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針により、「審議会の会議は原則公開とする。ただし、情報公開条例第8条に規定する非公開情報に含まれる事項について審議等する場合、または会議を公開することにより、会議の公正または円滑な運営に支障が生ずると認められる場合は非公開とすることができる。」と規定されています。

また、会議の非公開の決定は、当該会議に諮って決定するとされています。

本日の審議事項につきましては、事項書のとおりであります。事項書3の(2)選考方法のすり合わせから5の選考までにつきましては、教育委員の選考を行うものであり、かつ、個人に関する情報を取扱うことになりますから、情報公開条例第8条第1号の個人に関する情報及び第5号の事務又は事業に関する情報に該当します。

よって、事項書3の(2)から事項書5につきましては、非公開としたいと考えますが、よろしいでしょうか。

<委員>

異議なし。

<事務局>

それでは、事項書1の委嘱状の交付から3議事の(1)応募状況及び選考スケジュールについてまでを公開とし、(2)の選考方法についてからを非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(議事)

それでは、議事に移りたいと思います。

教育委員会については、法律の定めるところにより、教育長と4人の委員をもって組織することとなっており、教育長と委員は、市長が議会の同意を得て任命するとされています。

また、市長は、任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮するとともに、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されています。

現在、保護者である教育委員として活動いただいている服部委員の任期が、令和7年の2月25日で満了になりますことから、小中学生の保護者の方を公募という形で募集しました。

委員の皆様には、応募申込書及び課題論文の審査、面接による審査をしていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

最初に事項書3の(1)応募状況及び選考スケジュールについてでございますが、資料1の「1. 松阪市教育委員会委員候補者申込の概要について」をご覧くださいと思います。

公募の趣旨、職務内容、応募期間、応募資格、提出書類などは記載させていただいているとおりであります。

応募の状況につきましては、1ページ下段の(6)申込者の概要に記載のとおり1名の応募があ

りました。

つづいて、2 ページをお願いします。

次に、今後のスケジュールについてであります。本日の選考委員会では、1 次選考として公募申込書と課題論文の書類審査を行い、審査の結果、適任と思われる方でありましたら、11 月 19 日（火）午後 1 時から 2 次選考として面接審査を行う予定でございます。

2 次選考で候補者が選定されましたら、その後、教育委員の選任について市議会へ議案を上程し、議会の同意をいただいたのちに、市長が教育委員として任命をするという運びになります。
（以降非公開）